

# 秩父地域の救急医療をまもろう!

## 秩父地区救急医療対策協議会

いま全国的な病院勤務医不足を背景に、救急からの撤退や閉鎖せざるを得ない病院が全国で目立つようになりました。

県内でも同様で、秩父地域においても病院の医師確保状況は毎年深刻さを増しています。当地域では、当初7病院あった夜間・休日の一般二次救急輪番体制が現在は4病院に減少し、病院勤務医の負担は益々増えています。これ以上、二次救急輪番病院が減りますと、夜間救急の欠番日を生じてしまうことも考えられます。

消防庁の調べでは、過去10年間で救急車搬送患者数は51%増加し、その過半数は軽症者がありました。

「昼間は仕事があるから、あえて夜間に受診」「待ち時間が短いため夜間に受診」などを理由とした受診はお控えいただくことが、救急医療を維持する上で非常に重要です。

地域の皆様に当地域の救急医療の現状についてご理解をいただき、夜間・休日の適正受診へのご協力をお願い申し上げます。

小児の病気で夜間・休日の受診判断に迷ったときは、こちらをご利用ください。

### ●小児救急電話相談

ショート  
#8000番

平日 午後7時～午後11時  
休日 午前9時～午後11時



### ●子どもの救急

日本小児科学会ホームページ  
<http://kodomo-qq.jp/>

## お済みですか？ 消費税の届け出！

個人事業者で、平成20年から新たに消費税の課税事業者になるかたは、「消費税課税事業者届出書」を所轄税務署に提出する必要があります。

まだ提出されていない場合は速やかに提出してください。

### ◆消費税についての相談

☎22-4434（自動音声にしたがって番号「1」番を押してください。）

## 所得税の予定納税をお忘れなく！

12月1日(月)は所得税の予定納税（第2期分）の納期限です。予定納税が必要なかたには、税務署から「予定納税額の通知書」を送付していますので、通知書に記載された金額を納期限までに銀行や郵便局または所轄の税務署で納付してください。

なお、振替納税をご利用のかたは、納期限に指定の金融機関の口座から自動的に納付されます。2～3日前には預貯金残高をご確認ください。

問合せ 秩父税務署管理徴収部門

☎22-4434

## 埼玉県医療機能情報提供システムをご活用ください

県では、場所や診療科目・時間などの条件を入力すると、県内の約1万か所の医療機関や薬局を検索できる「埼玉県医療機能情報提供システム」をホームページで公開しています。ぜひご活用ください。

<http://www.iryō-kensaku.jp/saitama>

埼玉県庁ホームページトップ>分野別情報「健康・福祉」>保健・医療>病気または病院>医療機能情報提供システム

## 「患者さんのための3つの宣言」登録医療機関をご存知ですか？

患者さんが納得し安心して医療を受けられるよう、県では埼玉県医師会と協同して「患者さんのための3つの宣言」を行う医療機関を登録し公表しています。

すでに県内病院の約8割が登録されていて、現在は診療所にも対象を広げ登録医療機関の拡大に努めています。

登録医療機関は県ホームページからご覧になれます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BF00/iryōannzen/sengen.html>  
埼玉県庁ホームページトップ>分野別情報「健康・福祉」>保健・医療>病院>「患者さんのための3つの宣言」制度

### ●宣言内容●

- ① 患者さんへ十分な説明を行い、同意を得て医療を提供します。
- ② 患者さんご自身の診療情報を開示します。
- ③ セカンド・オピニオンに協力します。

問合せ 県医療整備課 ☎048-830-3541